

## 平成 30 年 4 月より特定医療費助成制度(指定難病)の実施主体に変更があります。

難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)の大都市特例が平成 30 年 4 月に施行されることにより、現在は愛知県が実施している特定医療費助成制度に関する事務(受給者証の交付、医療費の支払い、指定医療機関・指定医の指定等)を名古屋市においても実施することとなります。これに伴い、以下のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

### 1 公費負担者番号の変更

名古屋市に在住する受給者の公費負担者番号が変更になります。該当する方の受給者証に変更後の公費負担者番号を表示しますので、窓口等でご確認くださいませよう願います。

なお、**誤った公費負担者番号での請求は返戻の対象となります**のでご注意ください。

平成 30 年 3 月 31 日 までの診療分		平成 30 年 4 月 1 日 以降の診療分	
愛知県内の市町村	54236013 (一部公費負担)	名古屋市以外の 愛知県内市町村	54236013
	54236021 (全額公費負担)	名古屋市	54237011
		名古屋市以外の 愛知県内市町村	54236021
		名古屋市	54238019

### 2 指定医療機関・難病指定医(協力難病指定医)に関する届出先の変更

指定医療機関および難病指定医の主たる勤務地の所在地が名古屋市の場合は、指定に関する各種の届出先が変更になります。なお、難病指定医の指定医番号は、変更の届出や更新申請を行うと新たな指定医番号が附番されますが、特に変更等がない場合は、次回の更新申請まで現在の指定医番号をお使いいただけます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

平成 30 年 3 月 31 日 までの届出先		平成 30 年 4 月 1 日 以降の届出先	
愛知県内の市町村	愛知県 健康福祉部 保健医療局 健康対策課 原爆・難病企画グループ (電話：052-954-6268)	名古屋市以外の 愛知県内市町村	愛知県 健康福祉部 保健医療局 健康対策課 原爆・難病企画グループ (電話：052-954-6268)
		名古屋市	名古屋市 健康福祉局 健康部 健康増進課 地域看護係 (電話：052-972-2632)

愛知県 健康福祉部 保健医療局 健康対策課 難病医療給付グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話：052-954-6270 URL：<http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/>

名古屋市 健康福祉局 健康部 健康増進課 地域看護係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：052-972-2632

URL：<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000008607.html>